

再編整備等推進支援事業実施要領

20水漁第2750号
平成21年4月1日
水産庁長官通知
改正 21水漁第603号
平成21年5月29日
21水漁第3013号
平成22年4月1日
22水漁第2428号
平成23年3月31日
23水漁第602号
平成23年6月14日

第1 目的

この事業は、我が国周辺水域及び国際漁場における資源状況が低迷していることに鑑み、資源水準に見合う漁業の体制を構築するための減船及び資源管理を図るための漁獲対象魚種又は漁業種類の転換を実施するに当たり、漁業経営等への影響を緩和し、資源の管理及び回復並びに漁業生産構造の再編整備の円滑な推進を図ることを目的とする。

第2 定義

- 1 この要領において「事業資金助成金」とは、水産業体質強化総合対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2746号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第2の規定に基づき選定された事業主体（以下「事業主体」という。）が第3に規定する事業実施機関（以下「事業実施機関」という。）に対して交付する不要漁船・漁具処理対策助成金、とも補償負担軽減対策助成金又は魚種転換等支援事業助成金をいう。
- 2 この要領において「助成金」とは、第3に規定する事業実施機関が減船等を行う者に対して交付する不要漁船・漁具処理対策助成金、とも補償負担軽減対策助成金又は魚種転換等支援事業助成金をいう。
- 3 この要領において「漁船のスクラップ処分等」とは、6に定める減船等対象漁船についての次に掲げる処分又は譲渡をいう。
 - （1）漁船の解体又は焼却の方法によるスクラップ処分。
 - （2）国、地方公共団体又は漁業協同組合の行う魚礁設置事業に使用するための沈船処分。
 - （3）その漁船を使用して漁業を営もうとする漁業者（東北地方太平洋沖地震に伴う津波により漁船を失った漁業者（「被災漁業者」という。以下同じ。）に限る。）又はその漁船を自らの組合員、会員、社員等である被災漁業者に使用させるために取得しようとする漁業協同組合その他の法人への譲渡。
- 4 この要領において「漁船の小型化」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 農林水産大臣の許可を必要とする漁業（以下「大臣許可漁業」という。）及び都道府県知事の許可を必要とする漁業（以下「知事許可漁業」という。）のうち、総トン数階層区分別隻数が設定されている漁業又はこれを設定する予定のある漁業であって、その漁業の許可を受けている者が、その許可を受けている漁船の総トン数が属する総トン数階層区分より下位にある総トン数階層区分に属する総トン数の代船について許可を受けること（当該漁船と同一の総トン数階層区分に属する総トン数の代船について許可を受けようとする者が、一時的に当該漁船より下位にある総トン数階層区分に属する総トン数の代船について許可を受ける場合を除く。）。
- (2) (1)のほか、漁業種類（以下「業種」という。）を変更することなく、その漁業の許可を受けた者が、水産庁長官が適当と認める漁獲努力量をおおむね2割以上縮減する漁法の転換又は附属船の縮減を行い、当該漁業の許可を受けること。
- 5 この要領において「漁具のスクラップ処分」とは、不要となる漁具（第4の2の(1)のアの不要漁船・漁具処理対策事業又は実施要綱第3の3の(2)に規定する魚種転換等支援事業によってスクラップ処分がされるもの）についての次に掲げる処分又は譲渡をいう。
- (1) 漁具の解体、裁断、埋立又は焼却の方法によるスクラップ処分。
- (2) その漁具を使用して漁業を営もうとする被災漁業者又はその漁具を自らの組合員、会員、社員等である被災漁業者に使用させるために取得しようとする漁業協同組合その他の法人への譲渡。
- 6 この要領において「代替漁船」とは、減船又は漁船の小型化の対象となる漁船（以下「減船等対象漁船」という。）と同一の業種で使用されている漁船であって、当該減船等対象漁船より船齢が高く、かつ、当該減船等対象漁船の代替として漁船のスクラップ処分等にされるものをいう。
- 7 この要領において「附属船」とは、まき網漁業等における運搬船及び魚探船（灯船を含む。）をいう。
- 8 この要領において「資源管理計画」とは、漁業収入安定対策事業等実施要綱第3の2の(1)に規定する資源管理計画をいう。
- 9 この要領の再編整備支援事業における「残存漁業者」とは第5の2の(1)の事業計画に参加する業種を営む漁業者をいう（減船の実施により当該業種から退出する漁業者を除く。）。
- また、「残存漁業者等」とは、前述の者及び事業実施機関、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会、漁業団体、地方公共団体などをいう。
- 10 この要領の魚種転換等支援事業における「漁業者」とは、第5の2の(1)の事業計画に参加する業種を営む漁業者をいう。
- また、「漁業者等」とは、前述の者及び、事業実施機関、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会、漁業団体、地方公共団体などをいう。

第3 事業実施機関

この事業の実施機関は、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又は水産庁長官が適当と認める団体とする。

第4 事業の内容等

1 事業の内容

事業主体は、実施要綱第3の3に定める事業を行うものとする。

2 事業実施機関が行う事業の内容

事業実施機関は、次の区分の事業を行うものとする。この場合において、必要に応じて（1）及び（2）の事業を併せて実施することができるものとする。

（1）再編整備支援事業

本事業は、次の事業を行うものとする。ただし、高度経営移行型を除き、次のア及びイを併せて実施することはできない。

ア 不要漁船・漁具処理対策事業

不要漁船・漁具処理対策事業においては、減船等対象漁船のスクラップ処分等を行った者又は減船等対象漁船を取得し（取得した減船等対象漁船が漁船の小型化の対象漁船である場合を除く。）、かつ、その代替漁船のスクラップ処分等を行った者に対し、不要漁船処理対策助成金を交付することとする。また、これらの者が資源管理計画に基づく網の規制を実施することにより漁具のスクラップ処分を行う場合においては、不要漁船・漁具処理対策助成金を交付することとする。なお、減船と漁船の小型化は、併せて実施することもできるものとする。また、国際漁場型については、漁具のスクラップ処分は事業の対象としない。

イ とも補償負担軽減対策事業

とも補償負担軽減対策事業においては、減船等対象漁船を当該漁業に使用することを廃止しようとする者に対し、残存漁業者等が当該廃止に係るとも補償金を支払うために、融資機関からその支払に必要な資金として、整備資金（株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第一第8号の下欄のソに規定する漁船の隻数の縮減に伴い必要な資金をいう。以下同じ。）その他水産庁長官が別に定める資金を借り入れた場合において、当該借り入れた者に対し、とも補償負担軽減対策助成金を交付することとする。

（2）魚種転換等支援事業

魚種転換等支援事業においては、資源管理計画に基づき漁獲対象魚種若しくは業種を転換するために必要な漁具・漁ろう設備を取得・設置した者又は業種の転換助成金交付申請年度から3年度の間については、同一の漁船を対象とする（1）の事業の申請ができないものとする。

第5 事業の実施

1 事業主体による実施計画の作成等

事業主体は、水産庁長官が別に定める様式により再編整備等推進支援事業の実施計画を作成のうえ水産庁長官に提出し、その承認を受けることとする。計画を変更する場合も同様とする。

2 事業実施機関による事業計画の作成等

（1）事業計画の作成

事業実施機関は、第4の2の(1)又は(2)の事業を実施しようとするときは、水産庁長官が別に定めるところにより、「再編整備等推進支援事業計画」(以下「事業計画」という。)を作成し、水産庁長官に提出(再編整備支援事業に係る事業計画にあっては、当該漁業が知事許可漁業に係るものである場合については、都道府県知事を経由してするものとする。)してその承認を得なければならない。

また、再編整備支援事業の資源管理型及び魚種転換等支援事業については、事業計画と併せ、資源管理計画の写しを提出するものとする。

(2) 事業計画の承認

水産庁長官は、事業の区分ごとに次の要件が満たされていると認め、かつ、望ましい資源の管理及び回復並びに漁業生産構造の再編整備を円滑に推進する上でこの事業の実施が必要であると認める場合には、当該事業計画を承認するものとする。

ア 再編整備支援事業の要件

(ア) 資源管理型

- a 資源管理計画に沿った事業計画を策定していること。
- b 農林水産大臣又は都道府県知事の許可を必要とする漁業のうち、次の要件を満たしている漁業又は満たす予定のある漁業における減船であること。
 - ① 許可をする漁船隻数の最高限度が定められていること。
 - ② 附属船のみを削減する計画の場合には、許可船舶毎に附属船の隻数の最高限度が定められていること。

(イ) 高度経営移行型

生産性の高い操業形態へ移行する際又は漁船の収益性の回復のための取組の一環として漁船のスクラップ処分等を行うこと。

(ウ) 国際漁場型

- a 事業実施機関の構成員のうち、事業計画が対象としている業種を営む者の過半数の漁業収支において、当該事業計画を作成した年の前年において欠損が生じていること又は当該事業計画を作成した年への繰越欠損が生じていること。
- b 事業実施機関の構成員のうち、事業計画が対象としている業種を営む者の漁業収支の平均において、当該事業計画を作成した年の前年において欠損が生じていること又は当該事業計画を作成した年への繰越欠損が生じていること。

(エ) 再編整備支援事業(実施要綱第3の3の(1)のアに規定する「資源管理型」及び同第3の3の(1)のイに規定する「高度経営移行型」のうち漁船の収益性の回復のための取組の一環として同第3の1の(1)のイの(ウ)に規定する認定改革計画に基づき行われるものを除く。)による減船等により、漁獲努力量が、おおむね2割以上縮減されること。

イ 魚種転換等支援事業の要件

資源管理計画に基づき、漁獲対象魚種若しくは業種を転換するための漁具・漁ろう設備を取得・設置すること又は業種の転換を行うこと。

また、転換後の漁業を3年以上の間、継続することとしていること。

ウ 再編整備支援事業及び魚種転換等支援事業に共通の要件

(ア) この事業による減船等が漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭

和51年法律第43号。以下「漁特法」という。)第6条の規定に基づく整備事業によるものである場合には、当該整備事業の整備計画が農林水産大臣により適当である旨の認定を受けていること。

(イ) この事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。

(ウ) 事業計画に参加する漁業者の数及び当該事業の実施の状態からみて資源の管理・回復又は漁業の生産構造の再編が的確に実施されると認められること。

(エ) 事業計画に関して、この事業、資源回復等推進支援事業実施要領(平成16年4月1日付け15水漁第2526号農林水産事務次官依命通知)第5の1の(2)の経営資源移譲円滑化事業によるもののほか、国からの交付金等の交付を受けていないものであること。

(3) 水産庁長官は、事業計画の承認を行ったときは、当該事業計画の写しを事業主体の代表者及び関係都道府県知事に送付するものとする。

(4) 事業計画の変更については、(1)から(3)までに準ずるものとする。

3 事業資金の造成

(1) 事業実施機関は、助成金の交付に充てるため、事業資金を造成するものとする。

(2) (1)の事業資金は水産庁長官が別に定めるところにより都道府県、事業実施機関、残存漁業者等又は漁業者等の負担金及び事業主体の事業資金助成金をもって造成するものとする。

(3) (2)の規定にかかわらず、実施要綱第3の3の(1)のイに規定する「資源管理型」のうち対象業種の1割以上が減船に取り組むもの、同第3の3の(1)のイに規定する「高度経営移行型」のうち漁船の収益性の回復のための取組の一環として同第3の1の(1)のイの(ウ)に規定する認定改革計画に基づき行われるもの又は同第3の3の(2)に規定する魚種転換等支援事業については、事業主体の事業資金助成金をもって行うほか、当該助成金に加えて都道府県、事業実施機関、残存漁業者等又は漁業者等の負担金を充てることができる。

(4) 事業実施機関は、事業資金を他の業務に係る資金と区分して経理しなければならない。

4 事業資金助成金等の交付

(1) 事業実施機関は、事業資金助成金の交付を受けようとするときは、当該機関に所属する関係漁業者等が水産庁長官が別に定める様式により作成した交付申請書を水産庁長官が別に定める様式により取りまとめて事業主体に提出しなければならない。

(2) 事業主体は、(1)の交付申請書の提出があった場合において、その交付申請書の内容が適当であると認めるときは、当該事業実施機関に対し、事業資金助成金の交付を行うものとする。

5 事業資金助成金等の水準

事業主体は、実施要綱第5の1により造成した基金の範囲内において、事業実施機関に対し、3の(2)及び(3)により事業実施機関が造成する事業資金(水産庁長官が別に定める算定方法によって得られる額の範囲内とする。)の一部又は全部につき、水産庁長官が別に定めるところにより助成するものとする。

6 事業資金助成金の返還

事業主体は、事業実施機関が助成金の交付を終了した場合において、事業資金に残額が生じたときは、当該事業実施機関に対し、当該残金のうち事業主体の事業資金助成金に相当する金額を事業主体に返還すべきことを命ずるものとする。

7 報告

事業主体は、毎事業年度終了後遅滞なく、水産庁長官が別に定める様式により再編整備等推進支援事業の実施状況を報告するものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

附 則

1. 資源回復計画及び漁獲努力量削減実施計画による資源管理から資源管理指針及び資源管理計画による資源管理への移行における経過措置として、平成23年3月31日付け22水漁第2428号水産庁長官通知による改正前の実施要領（以下「旧実施要領」という。）の規定は、平成22年度から引き続き実施している資源回復計画又は国際資源管理実施計画に沿って行われる減船・休漁等並びに同計画とあわせ省エネ型漁具への改良等を行う取組に適用する。

この場合において、旧実施要領のうち、下表左欄の規定の適用については、同表右欄の記載のとおりとする。

旧実施要領の項目	適用後の規定
第2 定義 1～2 [略] 3	第2 定義 1～2 [略] 3 この要領において「漁船のスクラップ処分等」とは、6に定める減船等対象漁船についての次に掲げる処分又は譲渡をいう。 (1) 漁船の解体又は焼却の方法によるスクラップ処分。 (2) 国、地方公共団体又は漁業協同組合の行う魚礁設置事業に使用するための沈船処分。 (3) その漁船を使用して漁業を営もうとする漁業者（東北地方太平洋沖地震に伴う津波により漁船を失った漁業者（「被災漁業者」という。以下同じ。）に限る。）又はその漁船を自らの組合員、会員、社員等である被災漁業者に使用させるために取得しようとする漁業協同組合その他の法人への譲渡。
4 [略]	4 [略]
5	5 この要領において「漁具のスクラップ処分」とは、不要と

<p>6～10 [略]</p>	<p>なる漁具（第4の2の（1）のアの不要漁船・漁具処理対策事業又は実施要綱第3の3の（2）に規定する魚種転換等支援事業によってスクラップ処分がされるもの）についての次に掲げる処分又は譲渡をいう。</p> <p>（1）漁具の解体、裁断、埋立又は焼却の方法によるスクラップ処分。</p> <p>（2）その漁具を使用して漁業を営もうとする被災漁業者又はその漁具を自らの組合員、会員、社員等である被災漁業者に使用させるために取得しようとする漁業協同組合その他の法人への譲渡。</p> <p>6～10 [略]</p>
<p>第5 事業の実施 1 [略] 2 事業資金の造成</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>第5 事業の実施 1 [略] 2 事業資金の造成</p> <p>（1）事業実施機関は、助成金の交付に充てるため、事業資金を造成するものとする。</p> <p>（2）（1）の事業資金は水産庁長官が別に定めるところにより都道府県、事業実施機関、残存漁業者等又は漁業者等の負担金及び事業主体の事業資金助成金をもって造成するものとする。</p> <p>（3）（2）の規定にかかわらず、実施要綱第3の3の（1）のアのうち対象業種の1割以上が減船に取り組むもの、同第3の3の（1）のイのうち漁船の収益性の回復のための取組の一環として同第3の1の（1）のイの（ウ）に規定する認定改革計画に基づき行われるもの、同第3の3の（2）のエ又は同第3の3の（4）については、事業主体の事業資金助成金をもって行うほか、当該助成金に加えて都道府県、事業実施機関、残存漁業者等又は漁業者等の負担金を充てることができる。</p> <p>（4）事業実施機関は、事業資金を他の業務に係る資金と区分して経理しなければならない。</p> <p>3～5 [略]</p>

2. 資源回復計画及び漁獲努力量削減実施計画による資源管理から資源管理指針及び資源管理計画による資源管理への移行に当たり、資源管理計画において、従前の漁獲努力量削減実施計画において資源回復のために講じることとされていた措置と同等の資源管理措置が講じることとされている旨を水産庁長官が認めたときは、従前の漁獲努力量削減実施計画に関し旧実施要領第5の1の（2）の規定により承認された事業計画は、当該資源管理計画に関し本実施要領第5の2の（1）の規定に基づき承認された事業計画とみなす。